

地域連携推進センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立保健医療大学学則第48条第2項に基づき、地域連携推進センター（以下「本センター」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本センターは、香川県立保健医療大学（以下「本学」という）の基本理念に基づき、本学の教職員及び学生が地域との連携を深め、もって県民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民を対象とした健康教室に関する事業
- (2) 保健医療従事者や離職者を対象とした生涯教育に関する事業
- (3) その他、地域住民との交流促進や地域貢献に関する事業

(運営)

第4条 本センターは、本学の教職員及び学生をもって運営する。

- 2 本センターにセンター長を置き、センターの運営全般を統括する。
- 3 センター長は、本学の教職員のうちから、学長が指名する。
- 4 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、あらかじめセンター長の指名する者がセンター長の職務を代理する。

(運営委員会)

第5条 本センターに運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。